

[テーマ別に探す](#)
[報道・広報](#)
[政策について](#)
[厚生労働省について](#)
[統計情報・白書](#)
[所管の法令等](#)
[申請・募集・情報公開](#)
[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [他分野の取り組み](#) > [社会保障全般](#) > [社会保障全般分野のトピックス](#) > 厚生労働省関係の主な制度変更(平成28年10月)について

厚生労働省関係の主な制度変更(平成28年10月)について

平成28年9月29日
 政策統括官付社会保障担当参事官室
 (担当・内線) 室長補佐 小野田 知子
 (7704)
 政策第一係長 佐々木 淳也
 (7691)
 (代表電話) 03(5253)1111
 (ダイヤルレイン) 03(3595)2159

平成28年10月に実施される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせ致します。

年金関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
短時間労働者への被用者保険の適用拡大	<ul style="list-style-type: none"> 1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であっても、(1)週の所定労働時間が20時間以上、(2)勤務期間が1年以上見込まれること、(3)月額賃金が8.8万円以上、(4)学生以外、(5)従業員501人以上の企業に勤務していること、の5つの条件を全て満たす場合は、社会保険が適用される。 	平成28年10月1日施行	1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の方、事業主等(4分の3以上の方は以前から社会保険の適用あり)	年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864 保険局 保険課 (直通) 03-3595-2556	平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がります！(社会保険の適用拡大)
被用者保険の標準報酬月額下限の引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険の標準報酬月額の下限を98,000円から88,000円に引き下げる。 	平成28年10月1日施行	厚生年金保険の被保険者、事業主等	年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864	※後日掲載
厚生年金保険料率の引上げ	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険料率は9月分(10月分給与の源泉徴収)から0.354%引上げ(～8月分17.828%、9月分～18.182%) 	平成28年9月～(9月分の保険料は、10月分給与の源泉徴収から適用される。)	厚生年金保険の被保険者、事業主等	年金局 年金課 (直通) 03-3595-2864	厚生年金保険料額表(平成28年10月分～)を掲載しました。(日本年金機構のホームページへ)

医療関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
健康サポート薬局の届出及び表示の開始	<ul style="list-style-type: none"> かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に加え、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の基準を平成28年4月1日に設けた。 平成28年10月1日から、基準に適合する薬局は届出をすることにより、健康サポート薬局である旨の表示及び公表を行える。 	平成28年10月1日施行	薬局開設者	医薬・生活衛生局 総務課 (直通) 03-3595-2377	薬局・薬剤師に関する情報

疾病対策関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
B型肝炎の予防接種の定期接種化	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月1日から、B型肝炎が定期の予防接種の対象となる。 	平成28年10月1日施行	平成28年4月1日以降に生まれた者であって、1歳に至るまでの間にある者	健康局 健康課 (直通) 03-3595-2245	B型肝炎ワクチンの定期接種がはじまります！

援護関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
戦没者等の妻に対する特別給付金の支給等	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月1日における戦没者等の妻等に対し、特別給付金を支給する。 	請求期間 平成28年10月1日～平成31年9月30日	戦没者等の妻等	社会・援護局 援護・業務課 (直通) 03-3595-2457	平成28年の改正法による「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給について 平成25年の改正法による「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給について

雇用・労働関係

項目名	内容	実施時期	主な対象者	担当部局名(問い合わせ先)	リンク
最低賃金額の改定	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県ごとに定められている地域別最低賃金が改定される。 すべての都道府県で、時間額21円から25円の引上げとなる(全国加重平均額823円)。 	平成28年10月1日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者	労働基準局 賃金課 (直通) 03-3502-6757	報道発表資料 最低賃金に関する特設サイト

[ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [他分野の取り組み](#) > [社会保障全般](#) > [社会保障全般分野のトピックス](#) > 厚生労働省関係の主な制度変更(平成28年10月)について

[ページの先頭へ戻る](#)

[リンク・著作権等について](#)
[個人情報保護方針](#)
[所在地案内](#)
[他府省、地方支分部局へのリンク](#)
[アクセシビリティについて](#)
[サイトの使い方\(ヘルプ\)](#)
[RSSIについて](#)